

第36回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和2年9月17日

○飛鳥井議長 皆さん、こんにちは。議長の飛鳥井でございます。

それでは、ただいまから第36回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日の会議も、ウェブ会議システムを利用して開催しております。前回同様、警察総合庁舎7階大会議室に、私のほか、関係府省庁の構成員や事務局の方々が出席しております。その他の構成員の方々におかれましては、それぞれウェブ会議システムを利用して御出席いただいております。

また、加藤構成員におかれては、書面参加をいただいております。

なお、菊池構成員にありましては、会議を欠席されるとの連絡を受けております。

次に、関係省庁の構成員の異動について、御紹介させていただきます。

9月10日付で、堀誠司・警察庁長官官房審議官が、専門委員に任命されております。

堀審議官から一言御挨拶をいただければと思います。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） ただいま御紹介いただきました堀でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、まず本日の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、お手元の議事次第を御覧ください。

本日の議題は、「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子（案）について」、「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子に対する国民からの意見募集（パブリックコメント）について」、その他としまして、第3次基本計画の実施状況の評価についての3つを予定しております。

まず、第4次基本計画の骨子案に関する資料として、資料1-1「個別計画案文の検討結果」をお配りしております。

また、資料1-2は、骨子案の見え消し版、資料1-3は、骨子案の反映版でございます。見え消し版の赤字の修正部分は、前回会議でお配りした第一次骨子案から修正した部分でございます。

資料1-4は、各構成員から事前にいただきました質問等をまとめた資料でございます。

さらに、資料1-5は、法務省から提出された「医療観察制度における犯罪被害者等の方々へ」、資料4は、飛鳥井議長から御提出いただきました二次的被害の用語に関する資料でございます。

次に、第4次基本計画のパブリックコメントに関する資料として、資料2をお配りしております。

次に、第3次基本計画の実施状況の評価に関する資料として、資料3の修正した評価案

をお配りしております。

事務局からは以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、本日は初めに、前回会議でも御検討いただいた第3次基本計画の評価案から検討したいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。それでは、資料3の評価案を御覧ください。

この資料は、前回の第35回会議でお示しした評価案を基に、各構成員から前回の会議でいただいた御意見を踏まえて、さらに赤字で修正をしたものでございます。

まず、評価案3ページ目の「児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備」の評価についてですが、小木曾構成員から、今後のさらなる体制の強化等について、具体的な内容を追記したほうがよいとの御意見をいただきましたので、「児童相談所における児童福祉司等の増員」や「医師及び保健師の配置の義務化等」について追記をしております。

次に、4ページ目の「刑事の手続等に関する情報提供の充実」の評価に関しまして、伊藤構成員から、「犯罪被害者等の意見等も踏まえつつ」検証を行うなどとあるが、被害者自身の声を反映させて制度を改善していくことを明記できないかとの御意見をいただきました。この点、刑事手続に関する制度の改正については、運用の実情を正確に把握した上で、被害者の方々の声を踏まえるとともに、被疑者・被告人の防御の利益や刑事手続法上の基本原理との整合性など様々な観点から検討することが不可欠であり、原案を維持させていただくことで御理解いただきたいと考えております。

次の5ページ目の「国民の理解の増進」の評価に関して、伊藤構成員から、国民の理解の増進に向けた取組について踏み込んだ記載ができないかとの御意見をいただきましたので、「広報の手法や媒体の多様化に努めるほか、幅広く学校等に協力を得る」などと追記しております。

事務局からは以上です。

○飛鳥井議長 それでは、ただいま説明のありました評価案について、改めて御意見などがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、いただいた御意見に基づいて赤字で修正を入れていただきましたので、それで構成員の方々の御了解がいただけたということでよろしいでしょうか。

それでは、第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況に関する評価については、先ほどの修正を行った上で、確定することとします。

それでは、次の議題であります第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子（案）の検討に移りたいと思います。

まずは、前回会議からの修正箇所や各構成員の方々からの意見などに対する対応について、資料1-1の個別計画案文の検討結果等に基づきまして、関係府省庁から順次説明を

お願いいたします。

初めに、警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） それでは、各構成員から事前にいただいた御質問、御意見に関しまして、警察庁から説明いたします。

まず、資料1-1を御覧ください。順番に申し上げます。

まず、1ページ目でございます。太田構成員の御意見のとおり、「ホームページ」を「ウェブサイト」に統一しております。

続きまして、3ページでございます。正木構成員の御意見のとおり、施策番号15におきまして、「カウンセラーの確実かつ十分な配置」という形で修正をしております。

また、3ページ、4ページでございますが、中島構成員からの御意見のとおり、施策番号15、56、225につき、「公認心理師」を加筆し、併記しております。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思えます。施策番号17に、「警察庁ウェブサイト等を通じて、国民に情報提供する」という文言を盛り込んでおります。中島構成員の御指摘を踏まえまして、引き続き、国民に分かりやすい情報提供に努めてまいります。

続きまして、6ページでございます。正木構成員の御意見を踏まえ、施策番号63、169に、「障害者や男性等を含む、様々な被害者への適切な対応や支援」という文言を盛り込むとともに、後のほうですが、20ページの施策番号108も併せて御覧いただければと思えますが、男性やLGBTの方々が被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等において研修を実施することを記載しております。

続きまして、7ページでございます。中島構成員の御意見を踏まえ、施策番号67に、「関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う」との案文を新たに追加しました。

医師の養成につきましては、この4次計画の下におきまして、医師会を含めた関係団体等のニーズに応じ適切に対応してまいることを考えております。

続きまして、8ページでございます。太田構成員、伊藤構成員の御意見を踏まえ、施策番号77に、「必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うほか、関係機関・団体との連携に努める」という文言を盛り込んでおります。

続きまして、9ページでございます。中島構成員の御指摘の内容でございますが、これにつきましては、後ほど内閣府さん及び厚生労働省さんから御説明があると伺っております。

続きまして、10ページでございます。正木構成員の御意見を踏まえまして、施策番号125に、「被害者のプライバシーの保護に配慮して資料を保管する」という文言を加えております。

11ページでございます。正木構成員の御意見を踏まえつつ、施策番号159に、「地方公共団体が条例の制定等に向けた検討を行うために必要な協力を行う」という文言を加えております。

続きまして、12ページでございます。施策番号176につき、飛鳥井構成員の御意見を踏まえ、「就労等の生活支援」を「生活再建」に修正し、また、「死傷者が多数に及ぶ事案を想定事例とするなど」という文言を加えております。

また、伊藤構成員の御意見とおり、「社会福祉士会、精神保健福祉士協会」という文言を加えております。

続きまして、13ページでございます。中島構成員の御意見を踏まえ、施策番号219及び253に、障害者を含んだ案文に修正しております。

14ページでございます。武構成員の御意見を踏まえ、施策番号248の項目名、それから計画案文を修正し、命の大切さを学ぶ教室の対象に、小学生も含むものとしております。

続きまして、15ページでございます。施策番号252に、伊藤構成員及び武構成員の御意見を踏まえ、国民各層に効果的な広報活動を行うため、広報の手法や媒体の多様化に努める施策を盛り込んだほか、学校への協力を盛り込んでおります。

16ページでございます。伊藤構成員御指摘の交通事故の予防策でございますが、交通安全基本計画等に基づく、各種交通安全施策の一環として、交通安全教育や広報啓発活動などを通じた交通ルールの徹底などに努めておるところでございます。これらの計画に基づき、悲惨な交通事故を防止するための施策を推進するということとしております。

次に、各構成員の御意見などは別に、警察庁のほうで計画案文を再検討した内容について、御説明したいと思っております。

17ページでございます。骨子案の1次案で未確定だったワンストップ支援センターの施策に係る項目名を「ワンストップ支援センターの体制強化」としました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を受け、前段部分を修正しております。

続きまして18ページでございます。施策番号82について、「児童虐待防止ネットワーク」を「要保護児童対策地域協議会」に変更しております。

続きまして、19ページ、20ページでございます。施策番号107及び108につきまして、警察における職員等に対する研修の充実等に関する計画案文につきまして、1次案においては内容が重複しておりましたので、整理をしております。

続きまして、資料の1－4を御覧いただきたいと思っております。これは、事前に各構成員から通告をいただきました質問一覧でございますが、そのうち番号でいきますと、18番までは今までの御説明で申し上げておりましたが、19番以降が、まだ触れておりませんので、それにつきまして、御説明をいたしたいと思っております。

資料1－4の2ページから御覧いただきたいと思っております。

下から2番目、19番、武構成員の御質問でございます。加害者の損害賠償責任の実現に向けた方策でございますが、警察庁において実態把握のための調査を行い、また、法務省さんにおかれましても、民事執行法改正の附帯決議を踏まえた一定の外国調査研究を行い、これらの結果に応じて、具体的に検討することといたします。

続きまして、20番、中島構成員の御質問でございますが、性犯罪被害に伴うPTSD等

の精神疾患を有する方についても、既に重傷病給付金や障害給付金の支給はなされており
ます。引き続き犯罪被害給付制度の対象となる方に、適切にその制度の教示がなされるよ
う都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページでございますが、21番、武構成員の御質問でございます。犯罪被
害者やその御遺族が参加される自助グループをはじめとする被害者団体については、犯罪
被害者等の精神的な回復を図る点で重要な役割を果たしていただいているものと考えてお
ります。警察といたしましては、今後とも、犯罪被害者等早期援助団体などに対する財政
的援助を通じました支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、22番、小木曾構成員の御質問でございます。中項目の名称でございますが、
これは犯罪被害者等基本法18条の条文を引用しているものでございますので、次期計画に
おいても、現行の記載とさせていただければと考えております。

続きまして、23番の中曾根構成員の御質問でございます。例示を挙げますと、施策番号
の252番でございます。例えば資料1-2ですと43ページでございますが、ここには、犯罪
被害者等の置かれた状況について関心と理解を深めるための啓発事業を推進すると、施策
を盛り込んでおります。また、施策番号192におきましては、SNSにおける誹謗中傷など
を含めた人権相談などの取組が掲げられているところでございます。このような形で所要
の施策を、この計画案の中にも盛り込んでいるところでございます。

続きまして、24番でございます。中島構成員の御質問でございます。御指摘の性犯罪・
性暴力対策の強化の方針につきましては、裁判所はその対象となっていないものでござい
ますが、最高裁から伺ったところを申し上げますと、裁判官を対象とした司法研修所の研
究会で、性犯罪被害を含む被害者の心理につきまして、医師、臨床心理士、性犯罪被害者
本人を講師とするフリーズ反応に関する内容を含めた講演を複数回実施し、これらの内容
を各裁判所で共有するとともに、高等裁判所においても、被害者の心情等に関する研究会
を毎年開催するなどしております。今後も同様の研修等を実施する予定であると、以上の
内容について、最高裁から伺っているところでございます。

続きまして、25番、伊藤構成員の御質問でございます。施策番号220につき、御意見を踏
まえて、被害者等の支援に資する効果的な調査の実施に努めてまいりたいと考えてお
ります。

続きまして、26番、伊藤構成員の御質問でございます。警察庁のウェブサイトは、国、
地方公共団体における犯罪被害者等支援への取組について情報発信を行うツールでござい
ます。したがって、掲載する内容というものは、講演会等のイベントの開催、被害者
支援センター等の民間団体や関係機関との協働活動などを想定しているところでござい
ます。

続きまして、27番の武構成員の御質問でございます。御指摘のとおり、犯罪被害者など
の置かれた状況、犯罪被害者等支援の重要性について、関心と理解を深めるため、本計画
案に盛り込まれております関係府省庁における研修、教育などのやり方につきまして、継

続して工夫していくことが重要であると考えているところでございます。

以上で警察庁からの説明を終わります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。では、続いて内閣府、お願いいたします。

○内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 内閣府男女共同参画局でございます。

5つ御意見、御質問をいただいておりますので、資料1-1に沿って御説明をさせていただければと思います。

資料1-1の21ページに、正木構成員から、ワンストップ支援センターについて「財源の確保をし」という文言を入れるということで、意見をいただいておりますけれども、財源の確保をするということについては、計画の様々な施策の全体について言えることですので、本項目のみに記載するのは適当ではないと考えております。

2点目、ワンストップ支援センターの増設の中で、「アクセス障害の解消」ということがありますけれども、アクセスについては、様々な意味がございまして、まさに物理的な面でのアクセスを解消するために、ワンストップ支援センターの増設を行いますし、また、相談につながりやすいかどうかという問題を解消するために、例えば4桁の新たな電話番号を創設したり、コールセンターを設けることによって、夜間・休日も対応できるというような形で様々な取組をしておりますので、抽象的に「アクセス障害の解消」と書くよりも、それぞれの個別の施策を書いているということで御理解をいただければと思います。

22ページになりますけれども、児童虐待とDVの連携ということで、昨年の法改正以降も様々な取組をしておりますので、新たに内閣府と厚生労働省における連携の取組について追記することとしております。

23ページでございますけれども、DVの被害者のプログラムについての記述をということでございますので、内閣府のほうで、今、DV被害者の暴力を抑止するためのプログラムについて試行実施を進めるとともに、今後の計画策定期間中に本格実施に向けた検討を行いたいと思っておりますので、そうした記述を追加させていただければと思います。

24ページでございますけれども、中曽根構成員からいただいておりますのが、研修の対象に「等」を入れたらどうかということでございますけれども、内閣府が継続実施する研修につきましては、相談員、行政職員、医療関係者の対象を今後、特に広げる予定がないものですから、「等」の追記というのは行わないということで考えております。

なお、今、上の記述で「基礎知識についてオンラインで学ぶことができるよう、オンライン研修教材の開発・提供を進める」という記述がございまして、こちらのオンライン研修教材については、より関係者が広く見ることができるようにしたいと考えております。

25ページになりますけれども、正木構成員から、「広報媒体を活用した加害者にも被害者にもならないための啓発活動」と修文してほしいという御意見をいただいておりますので、最初、社会全体の意識啓発を含むので、御指摘にはなじみにくいかなとは考えていたんですけれども、改めて昨日の夜、御意見をいただきまして、対象が今回、若年層に対する性

暴力被害に関するものですので、こうした加害者、被害者にもならないための啓発活動ということで、修文する方向で検討したいと考えております。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、続いて総務省、お願いいたします。

○総務省自治行政局住民制度課課長補佐 総務省でございます。資料1-1の27ページ、施策番号86番の犯罪被害者等に課する情報の保護ということにつきまして、中島構成員より、市町村において、DV、ストーカー対応として個人情報の保護を徹底する観点から、緊急時の情報開示の在り方につきまして、検討していただくよう御指示をいただいております。

総務省といたしましては、DV防止法及び基本方針に基づく各行政分野におけるDV支援措置のうち、市区町村における住民基本台帳事務におけるDV支援措置につきましては、平成16年に省令改正を行いまして、以降、被害者の保護、関係部局との連携などにつきまして、累次の通知を発出してまいったところでございます。

計画の案文につきましては、各市区町村における支援措置の実施に当たっては、平時に限らず災害時においても上記法令等や通知に従い、適切に事務が執行されるべきものと考えておりますので、原案を維持させていただきたいと考えておりますが、構成員からの御意見を踏まえまして、今後とも支援措置の適正な執行が徹底されますよう、必要に応じて市区町村に通知を発出するなど、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。引き続き、法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。事前に、構成員の皆様から御意見等いただきまして、ありがとうございます。順に御回答申し上げます。

まず、個別計画案文の検討結果についてでございますが、資料1-1の28ページを御覧ください。施策番号1の民事法律扶助の要件である資力要件の撤廃について、御指摘をいただいております。

しかしながら、犯罪被害者以外の方々に対する法的支援との均衡ですとか、あるいは国費負担の在り方の観点から、これは慎重に検討する必要があるとしまして、現在の厳しい財政事情の下で、その実現はなかなか困難であると言わざるを得ないため、検討の対象外としております。

次に、29ページ、施策番号12につきまして、正木構成員の御指摘を踏まえて、修文をしております。

次に、30ページの施策番号90から96について、中島構成員の御指摘を踏まえ、新規に計画案文を提出しているものでございます。

続きまして、31ページの施策番号99について、伊藤構成員の御指摘を踏まえ修文をいたしました。

次に、32ページの施策番号101でございますが、これは性犯罪には加害者と被害者が顔見

知りではなく、特定の被害者へ接触のおそれが小さい事案も多く含まれます。そこで、計画案文に性犯罪を包括的に取り上げることは差し控えさせていただきますが、御指摘の趣旨を踏まえまして、「ストーカー等」という文言を「ストーカー事案や配偶者暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」と修文をしております。

次に、33ページ、施策番号110につきまして、飛鳥井議長からの御指摘を踏まえ、修文をいたしております。

続きまして34ページ、施策番号134及び135につきまして、法務省及び検察庁では、これまでも検討結果の欄に記載の取組を通じまして、犯罪被害者等に対して情報提供を行ってまいりましたが、成人の事件と少年の事件の違いがよく分からないという武構成員の御指摘も踏まえまして、引き続き、犯罪被害者等に対するより一層充実した情報提供に努めることにより、対応させていただきたいと考えております。

次に、35ページ、施策番号156につきまして、被害者等には事件を思い出したくないという方もおられるため、被害者等に一律に連絡をして、意見等聴取の要否を確認するということは差し控えるべきと考えられ、むしろ利用したい方が利用できる環境を整備するというために、意見等聴取を含めた犯罪被害者等施策の広報、あるいは周知が重要であると考えております。このような観点から、新規の計画案文において、これら広報、周知に努める旨を記載しているものでございます。

次に、36ページでございます。施策番号189及び190につきまして、武構成員の御指摘を踏まえ、引き続き、必要な保護観察官の確保に努め、更生保護官署の体制整備を図ってまいります。

また、加害者を担当する保護司に対する研修について、犯罪被害者等施策の概要や、心情等伝達制度と当該制度を踏まえた保護観察対象者の処遇に係る研修を実施しているところでございますが、引き続き、研修内容の充実に努めてまいります。

次、37ページの施策番号193及び194につきまして、中島構成員の御指摘を踏まえ、修文をいたしております。

次に、38ページ、施策番号201について、正木構成員からの御指摘のとおり、新規に計画案文を提出しております。

最後になりますが、39ページの、正木構成員からいただきました心情伝達に係る御提案でございますが、これは法制審議会少年法・刑事法部会において、「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方」の一つとして、刑事施設あるいは少年院の長が、犯罪被害者等からの心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に生かすとともに、伝達すべきものについては加害者に伝達する制度についても検討がなされまして、9月9日に開催されました部会の第29回会議において取りまとめが行われたものと承知をしております。

今後、法制審議会の答申が得られた場合には、その内容を踏まえまして、基本計画への記載も含めて必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、個別の検討結果の御説明とさせていただきます。

続きまして、資料1－4でございますが、構成員の先生方からいろいろ御質問をいただいておりますので、それについてお答えをさせていただきます。

まず、武構成員からいただいております、法務省の16番、17番、資料1－4で言いますと7ページに記載のあるものでございます。

法テラスでは、これまでも被害者支援に精通した弁護士の紹介体制の整備を進めてきておりまして、令和元年度におきましては、全国で約3,800名の精通弁護士を確保し、犯罪被害者の方々からの要請を受け、約1,350件の紹介を実施しております。各都道府県における弁護士の確保数に違いはあるのではございますけれども、令和元年度末の時点におきまして、各都道府県で、少なくとも20名以上の精通弁護士を確保しているものでございます。

引き続き、被害者の声も聞きながら、弁護士会等とも適切に連携しまして、法テラスにおいて精通弁護士の紹介体制の整備を進めるとともに、法務省としても必要な協力をしてまいりたいと考えております。

また、これまでの当会議体における議論を含め、様々な議論や御意見を踏まえ、法務省において、弁護士による犯罪被害者の支援を充実させる観点から、支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲、支援の在り方等につきまして、法制度化に向けた課題を含め、広く検討し、論点整理を行うための検討会を立ち上げたところでありまして、検討会における検討状況につきましては、随時、当会議体にお伝えする予定にしております。

また、犯罪被害者等に対する経済的支援の在り方につきましては、警察庁を中心に議論されているところでございますが、法務省としても、できる限り速やかに必要な調査の準備を進め、関係府省庁と連携して、犯罪被害者に対する経済的支援のための施策の着実な推進に努めてまいります。

次に、太田構成員からいただきました18番の質問についてでございます。配付資料の1－5を御覧ください。この資料は、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供につきまして、被害者等に向けて作成した広報資料でありまして、法務省のホームページでも公開をしております。

本制度は、被害者等の御要望を受け、平成30年7月から開始をしております。令和元年の12月末までに23件の情報提供を行っております。

情報提供の内容につきましては、資料の1－5の中段に「情報提供の内容」という囲みの部分がありますが、ここに記載をさせていただいたとおりです。現状は事例を集積している段階でございますが、同制度の利用を希望される被害者の方が、同制度を利用しやすいように、同制度の効果的な周知、広報に取り組み、円滑かつ適正な運用を図れるよう検討してまいりたいと考えております。

最後に、中曽根構成員からいただきました19番についてです。法務省の人権擁護機関では、高齢者に限らず、法務局あるいは地方法務局に開設している常設の人権相談所において、人権相談をすることが困難な方のために、法務局の職員や人権擁護委員が、社会福祉

施設や病院等に出向いて、特設人権相談所を開設して人権相談を受け付けております。開設の頻度でございますが、それぞれの地域によって異なりますけれども、令和元年度におきましては、全国で432回、社会福祉施設等におきまして特設人権相談所を開設してございます。

以上、駆け足となりましたが、法務省からの御説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。続いて、文部科学省からお願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐 文部科学省でございます。資料1-1の40ページを御覧いただければと思います。

40ページについては、中段にあるとおり、児童虐待防止対策の抜本的強化についての内容を踏まえた計画案文の訂正等という御意見をいただいているところですが、文部科学省においては、当該決定の記載を踏まえまして、学校・教育委員会等向けの手引の作成や、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制の整備等に努めているところでございます。そういった観点を踏まえまして、当省の観点においては、原案を維持したいと考えております。

続きまして、41ページを御覧いただければと思います。施策番号203に関して、中段にある、被害者の「きょうだい」も対象になるのかという御質問をいただいております。これについては、下段にあるとおり、犯罪被害者である児童生徒本人だけではなく、必要に応じて、被害者の「きょうだい」に対する支援も行うこととしております。

続きまして、42ページを御覧いただければと思います。施策番号206番に関しまして、被害者の「きょうだい」は含まれるのかという御質問をいただいております。これについても、下段にあるとおり、犯罪被害者である児童生徒本人だけではなく、必要に応じて、被害者の「きょうだい」に対する支援も行うこととしております。

続きまして、43ページを御覧いただければと思います。施策番号205につきまして、中段にあるとおり、犯罪被害者等早期援助団体の記載の追記という御意見をいただいております。この点、御意見を踏まえまして、追記をさせていただきたいと思っております。

続きまして44ページ、施策番号206について、不登校に限定せず、学習困難や通学困難など広く学習上の問題を含む書き方にさせていただきたいと、そういった意見をいただいております。この点については、本計画については、学校の教職員等が相談支援を行うことが困難となった場合を想定して、学校外の施設である教育支援センターでの継続的支援の促進について記載をしているところです。

なお、困難を持つ児童生徒において、学校に通うことができている場合には、継続的な支援が必要な場合について、計画案文においては、このページの下段に記載してある学校内における連携及び相談体制の充実というところに記載をしております。この中で、不登校児童生徒に限らず、相談支援を要する児童生徒について、継続的に必要な対応を行っていくということとしておりますので、この点について原案を維持させていただきたい

と思っております。

続きまして、45ページを御覧いただければと思います。施策番号245について、正木構成員からいただいているとおりの追記をしております。

最後に46ページ、施策番号246についてですけれども、複数の構成員から、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえた記述を追記すべきというような意見をいただいておりますけれども、下段に記載のとおり追記をさせていただきたいと思っております。

文科省からは以上となります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは続いて、厚生労働省から、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。それでは、資料1-1について、まず、47ページでございますけれども、中島構成員からいただいた御意見を踏まえまして、性暴力被害者に対する婦人保護施設の利用促進について追記をさせていただいております。

続いて、48ページも中島構成員の御指摘を踏まえまして、定着支援について詳細な記載をさせていただいているところでございます。

次の49ページでございますけれども、正木構成員、伊藤構成員よりいただいた御意見を踏まえまして、企業向け・労働者向けのアンケートを行うということを強調し、経済団体などへの周知等に働きかけるという記載に修正をしているところでございます。

50ページ、中島構成員からいただいている御意見のところでございますけれども、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を周知するリーフレットにつきましては、犯罪被害者の声を掲載しているところでございまして、今後とも、同リーフレットを活用して、犯罪被害者などの被害回復のための休暇制度についての周知・啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

続いて51ページ、中島構成員からの御指摘を踏まえて、「司法も含めた」という追記をしております。

52ページ、飛鳥井座長からの御指摘を踏まえて、児童虐待について追記をしております。

53ページですが、太田構成員からの御指摘を踏まえて、文案の修正をしておるところでございます。

54ページですけれども、中島構成員からの御指摘を踏まえまして、検討をさせていただきましたけれども、当該箇所への記載については、なじまないと考えておりまして、案文は修正していないところです。

一方で、性犯罪・性暴力被害者の支援を行うに当たって、医療機関の果たす役割は重要と認識しておりまして、急性期における被害者に対する治療に関しては、本計画においても、地域格差のない迅速かつ適切な救急医療提供体制の整備を図るということとしております。

また、第5次男女共同参画基本計画に定める性犯罪・性暴力被害者支援の取組について、

被害者の立場に立った効果的な支援をするため、女性健康支援センター事業において、相談員として相談支援を行う医療関係者に対する研修養成などの取組を実施しているところでございます。

続いて、55ページでございますけれども、中島構成員の御意見を踏まえて、文章の追記をしております。

56ページも、中島構成員からの御指摘を踏まえて、記載を修正しております。

57ページも、中島構成員からの御指摘を踏まえて、記載の修正をしております。

続いて、資料1-4でございますけれども、10ページの13番でございます。中曽根構成員からの御意見でございますけれども、昨年度より、セミナーの効率的、効果的な実施の観点から、広報及び予算事業で行うセミナーの統合を行いまして、御指摘のセミナーにつきましては実施しないということになりましたので、今回の計画では記載を削除させていただきます。

なお、統合後の働き方・休み方の改善全体を目的としたセミナーにおいて、犯罪被害者などの被害回復のための休暇制度のリーフレットの配布というようなことは行っておりますので、引き続き、あらゆる機会を通じて周知を行っていきたいと考えております。

続いて、14番、15番の飛鳥井座長からいただいている御指摘ですけれども、PTSD研修については、座学と事例検討というものを主に行っておりますけれども、本年度の研修につきましては、新型コロナの感染拡大のため、やむを得ずオンライン研修となっておりまして、事例検討について大幅に削除した内容となっております。

このPTSD研修では、PTSDの症例・事例の提示及びその検討というものが研修の中で大変重要であるというふうに位置づけられておりますけれども、オンライン研修では、個人情報保護やセキュリティの観点から十分に実施できない可能性があると考えております。

座長御指摘のように、時世や参加者の利便性の点を考慮すると、オンラインやeラーニングを活用することは検討すべき事項でありますので、今後もオンラインやeラーニングの活用を検討していきたいと考えておりますけれども、事例検討の実施方法などについては、慎重な検討が必要となりますので、現時点での計画への記載は難しいと考えてございます。

最後に16番、伊藤構成員からいただいている御意見でございますけれども、18歳以上の女性の一時保護に関しては、保護を要する女性に関する種々の問題について相談、調査、判定、指導を行い、必要に応じ一時保護を行う機関である婦人相談所において対応することになると考えております。

厚生労働省からは以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。それでは、最後に、国土交通省から御説明をお願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省でございます。

資料の1-1、58ページ、御覧いただきたいと思います。施策番号23番でございます。中曽根構成員から、居住支援協議会、居住支援法人について、広報・周知がもっと必要ではないかという御指摘を受けております。

国土交通省はこれまでにしても、ホームページにおいて周知しております。また、厚生労働省様と一緒に、居住支援サミットを共催するなど、周知を行っているところでございますが、引き続き周知を進めるということで、この制度を周知するとともに、犯罪被害者等への住まいのマッチング・入居支援の取組を支援するというふうに文言を修正しております。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

関係各省庁からの説明が終わったところですが、ここで会議の途中ですが、室内換気のための休憩を挟みたいと思います。今から大体5分後、2時55分に会議を再開いたしますので、それまでに御着席いただきますようお願いいたします。

では、一旦休憩とします。

(休 憩)

○飛鳥井議長 皆様、おそろいでしょうか。それでは、会議を再開したいと思います。

ただいま、関係府省庁から御説明ありまして、構成員の方々からいただいた御意見、おおむね計画案に反映されていたと理解をしております。

それから1点、資料1-1の25ページ、内閣府の施策番号255ですが、若年層に対する広報・啓発に対して、正木構成員から御意見をいただいておりますが、それについては、内閣府のほうでももう少し前向きに御検討いただけるということですので、出てきた修正案については、議長一任としていただいて、確認させていただこうかと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、そのほか、構成員の方々から御意見、御質問がある方からお願いいたします。まず、挙手をしてください。中島構成員。

○中島構成員 私の意見に関しては反映していただきましたこと、お礼申し上げます。意見が2つありまして、1つが警察庁、1つが法務省に対してです。

警察庁についてですが、資料1-1の6ページの部分です。私の意見ではなかったと思いますが、こちらで障害者、男性等を含むというふうに拡大していただいたことは非常に良かったと思います。しかし、20ページの施策番号108にも同じ内容があるので、これは対象の書き方を統一してしまったほうが良いと思います。例えば、障害者、男性、LGBTの方で両方とも同じに統一されたほうがよいのではないかというのが1つ目の意見です。

法務省に対しましては、32ページの施策番号101のところについてです。中曽根委員からの御質問ではありますが、こちらの項目で、ストーカー事案にまで拡大していただいたのはよろしいかと思います。しかし、修正案文で、恋愛感情等のもつれに起因する暴力事案と書かれていますが、被害者の方がこれを見たときに、あまりよい気持ちがないのでは

ないかと、ストーカー配偶者の暴力の定義そのものが、そもそもそういう内容が含まれていますので、ここであえて恋愛感情のもつれという言葉を出さないで、ある程度限定されますなら、補足説明のところにある再加害のおそれが大きい事案というふうな書き方にされるほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○飛鳥井議長 個別に答えられますか。それでは、まず警察庁から、お願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。

職員等に対する研修の充実等の案文について、男性やLGBTを記載した部分の書き方について、御質問いただきましたが、こちらは新規計画案文のほうで、まず番号108のほうで、男性やLGBTの方に対する研修を記載しております。

障害者の方につきましては、その次の109の案文で記載していますものですから、こちらで障害者を記載して、全体的に障害者、男性、LGBTの方に対する研修を案文に記載しているところでございます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。では、続いて法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。御指摘をありがとうございました。

先ほど御指摘いただきました恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案というのは、すみません、私も忘れましたが、何かの文言から取ってはきたのでございますが、あまりいい表現ではないのではないかと御指摘いただきましたので、それを踏まえて再度表現については、検討させていただければと思います。

○飛鳥井議長 よろしく申し上げます。ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。伊藤構成員。

○伊藤構成員 伊藤です。いろいろ御説明ありがとうございました。ちょうど、今、中島構成員がおっしゃったこと、私も疑問に思っていて、警察庁から説明のあった資料1-1の6ページのところで、よく聞き取れない部分があったのですが、障害者や男性等を含む云々について、男性が先に来るのかなと、男性や障害者になるのか、LGBTという話もありましたが、例えば、多様な背景を持つ障害者の方とか、何かそういう言い方もあるのかなと思います。今回、男性、LGBTの方、障害者のことが入ったというのはいいことだと思いますが、何か表現上、もうちょっと工夫したほうがいいのではないかと思います。例えば、だから、男性と女性、どっちの概念が大きいのか、疑問に思いましたので、警察庁のほうでも御検討いただけるとありがたいと思いました。それが1点目です。続けて、私から質問させていただきます。

もう一つが、警察庁さんは、こちらの資料でしたね、最初の資料1-4の、ページでいうと3ページ目になります。私の質問について、26番目の意見について、御説明いただきましたが、御説明内容はメルマガの説明だったように聞こえました。私がここで言っていますのは、被害者支援に関わるいろんな調査研究があるわけですが、それが一覧で

きるような、それは、例えば支援者の方や当事者の方たちにとって参考になるような、そういう研究文献リストのようなものがあつたら便利なのではと思います提案させていただきました。例えば、警察庁のホームページに、そういったものを将来的に載せていく、それは被害者支援の質をアップしていくことにつながると思ひまして、提案させていただきました。計画案文のほうを読みますと、施策番号264は調査結果を広報啓発に活用するとあるのですが、それですと各省庁でそれぞれやっているものを提示するだけの形なので、そうではなく、一覧できるようなものが必要ではないかという趣旨です。

すみません、もう1件、法務省さんから御説明があつた医療観察制度について、ウェブにも載せている医療観察制度における被害者等の方へという説明文を、資料として寄せてくださいました。全体を見ると、医療観察の対象になつた場合の被害者の方が非常に理不尽な思いをされてきたことに対する、何というのか、配慮がないのではないかと感じます。

この説明文だけを見たら、やっぱり被害者の方はすごく敷居が高くて、いやあ、聞けないよねと思われてしまうのではないかなと思います。例えば手続等の、③のところ、第三者に漏らしてはいけませんと言入っていますが、なぜなのかというのが、入っていないと、被害者の方は納得できないと思います。その辺が非常に被害者の方が苦しめることなので、情報提供するんだつたら、できるものとできないものがありますが、なぜできないのかという点が、きちんと説明されない限り、被害者の思いは沈んだままだと思うんです。だから、その辺の書きぶりというのを、御検討いただけたらと思います。

すみません、長くなりました。以上です。

○飛鳥井議長 それでは、1点目、資料1-1の6ページですね。この書き方ですけれども、内閣府。

○内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 内閣府男女共同参画局です。

6ページの記述につきましては、性犯罪・性暴力対策の強化の方針から持ってきているものだと思いますけれども、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を策定するに当たっては、与党でも議論をいただきまして、特に子供や障害者の性犯罪に対するものもしっかりとやっっていこうというお話がありました。

また、ワンストップ支援センターにおける様々な調査におきましても、障害を持つと見受けられる方の割合が非常に高いと。そういった政策的に重きを置かれた点ですとか、あとは実際の割合などを踏まえて、障害者、男性等という順番にしております。

また、障害には確かに様々な類型がありますが、後ろに様々な被害者へのということも書いておりますので、こういった障害者、男性等を含む、様々な被害者への適切な対応という記述にしておりまして、実際に施策を進めるに当たっては、障害の様々な類型にも留意しながら進めていきたいと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。それでは、次に、警察庁から1-4の26番のことをお願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。

研究の周知、活用の仕方につきましては、なかなか難しい課題があると思っております。

調査研究リストを警察庁ウェブサイトに掲載することにつきましては、政府機関による情報提供という観点から、公平性や妥当性を十分検討する必要がありますし、さらに掲載する場合も、どのような方法があるか十分に検討する必要がありますので、継続して考えさせていただきたいと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。では、3番目の御質問ですね。資料1-5の医療観察制度における被害者等の方への説明文を、もうちょっと表現が工夫できるかどうかということですが、この制度そのものは大変大きな前進だと思うんですが、お願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。御意見をありがとうございました。

先ほども申し上げましたとおり、医療観察制度における情報提供といいますのは、まだ始まって間がないものでございまして、現在のところ、まだ事例集積をしているような段階でございます。また、医療観察の情報提供の中身といいますのは、基本的には指定医療機関等における医療行為に関するものを含むものでございますので、なかなか限界もございまして、御意見いただきましたように、もう少し被害者の方の立場ですとか心情を酌んだ情報提供ができないかどうかということを考えてまいりたいと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。小木曾構成員、お願いいたします。

○小木曾構成員 今の医療観察制度、資料1-5ですが、内容に関わることはありませんが、「医療観察制度における被害者」というのは何を指しているのか、よくわかりません。これは、医療観察制度が適用される事案における被害者ということですよ。表現を直したほうがいいのではないかと思います。併せて御検討いただければ。

○飛鳥井議長 よろしいですか。このタイトルがちょっと意味が取りにくいということです。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 確かに構成員おっしゃるように、制度の被害者ではなくて、医療観察の対象となった方が起こした事件の被害者という意味でございまして、ちょっと意味が伝わらないところがあるかもしれません。少し、題名も含めて検討させていただきたいと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。ほかの構成員の方いかがでしょうか。中曽根構成員、では、先にお願いたします。

○中曽根構成員 3点ありまして、資料1-4で3ページ、警察庁の方から御説明をいただきました3ページの23が私の意見で、基本計画の中に盛り込まれているところは2か所あるとおっしゃってくださったんですが、ちょっと私がついていけなくて、何番と何番なのかということ、もう一度お聞かせ願いたいということが1点目です。

それから2点目は、先ほどから障害者の方とか障害のある方とかという言葉が出ているんですけど、基本的に「障害」の「害」という字を、「害」という漢字を使って、皆記載していますけれども、これ、例えば「障害」の「害」は平仮名にするとか、そういうような形にすることはできないものか。「害」という字、基本的にはあまりよくないのではないかと私は思っています。ただ、法律などでは「害」という字を使っていますけれども、平仮名に見直すということはできないものかなと思っています。

それから、3点目は、資料1-1の43ページの施策番号の205で、飛鳥井先生からの意見ですが、学校との連携を充実・強化していくということで、「犯罪被害者等早期援助団体」という文言が入ってきまして、これを入れていただくことによりまして、学校の先生方とより連携させていただくことができると思われますので、本当に入れていただいてよかったですかなと思っています。

そのほかにもちょっと質問あるんですけども、これは、今回の検討結果のものではないところのお話なので、また、後にしたほうがいいのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○飛鳥井議長 それでは、御質問、最初の2点ですね。1つは、資料1-4の3ページの警察庁からの説明、23番、具体的にどこの施策番号と関係したものかということですが。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。

SNSの誹謗中傷に関する施策番号の件ですけれども、まず、1つ目が、施策番号252を挙げさせていただいております。この施策番号252、資料1-3の骨子案によりまして、42ページに記載してございます。こちらの案文は、一般国民に対する効果的な広報啓発の実施という、一般的な広報啓発に関する案文になりますけれども、このような全体的な広報啓発の中で、SNSの誹謗中傷に対する広報啓発も行っていきたいと考えております。

もう1点としまして、施策番号192でございます。こちらは資料1-3の骨子案の32ページになります。これは法務省の施策になりますけれども、SNSによる誹謗中傷等を含めた人権相談等の取組が掲げられておりまして、この案文に基づいてSNSの対策が行われるものと考えております。

○飛鳥井議長 それからもう1点、中曽根構成員からの御質問、「障害」の「害」の字、これはいろいろところで、平仮名を使うということは、一般的な広報啓発では行われておりますけれども、ただ、法律ですとか、こういう国の基本計画というところでの表現ということでは、そういうことでも可能なのか、あるいはどうなのか。

○内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 内閣府でございます。

必ずしも当方が所管しているわけではないんですけども、例えば障害者基本計画が2年前に策定されましたけれども、その中で使われている障害者の字は全て漢字になっております。これはいずれにしても閣議決定する文章ですので、例えばこの中で平仮名の「がい」を使ったとしても、最終的に漢字の「害」になるものですので、閣議決定の文章の検討ということであれば、今の段階から全て漢字で書いておいたほうがよいと思います。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。ほかの構成員の方いかがでしょうか。正木構成員。
○正木構成員 正木です。法務省に対してなんですけれども、資料1-1の38ページのところで、支援等のための体制整備への取組のところで、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討という項目を入れていただきまして、どうもありがとうございました。犯罪被害者支援については、いろいろなものがございまして、その中でもいろいろな場面で弁護士の支援の必要性というのは、たくさんあると思います。特に公判段階、または、公判に関連する部分だけではなくて、マスコミ対応であっても、やはり弁護士の支援が重要であったり、また、公判が終わった後で、例えば仮釈放に対する意見なんかを言う部分でも弁護士が重要な役割を果たしていく、支援が重要な役割を果たしていくんだと思っています。そういう意味で、やはり弁護士による支援が適切に、また、必要なところへきちんと行き渡るように、これからも法務省のほうで精力的に取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、もう1点ですけれども、同じく1-1の今度は39ページのところですけれども、私が意見を申し上げました、矯正施設における情報伝達に関する部分ですけれども、これに対する回答を見ておりますと、法制審議会の答申が得られた場合に、それを踏まえてとなっているのですけれども、現在、法制審で検討されているということは承知しているんですが、これは答申がないと、計画文には盛り込めないという趣旨なんでしょうか。

今検討しているので、例えば、導入に向けて前向きに検討するとか、そういうような書きぶりでもいいので、計画に盛り込むことはできないのでしょうか。

といいますのは、やはり計画に盛り込まれていなければ、次に、それに対しての評価というものができていかないと思うので、やはり文言として計画に何らかの形で盛り込んでいただきたいというのが、1点です。よろしくお願いいたします。

○飛鳥井議長 法務省から、ただいまの質問について回答をお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。

まず1点目、被害者支援の弁護士のお話について、引き続き取組を進めてほしいという激励をいただきました。引き続き検討を進めたいと思います。ありがとうございました。

それからもう1点、以前より正木構成員から御提案をいただいております矯正施設における心情伝達の制度につきまして、先ほども申し上げましたとおり、今月、9月9日に法制審の部会のほうで取りまとめがなされまして、そういう制度を設ける方向の中身にはなっております。

それで、今後なのですけれども、現在は、法制審の部会のほうで取りまとめがされたという段階になっておりまして、今後これが法制審議会全体で決議されて答申に至るという手続になります。要は今途中の段階でございまして、なかなか法務省といたしましても、法制審議会の先生方の意見を、現在の段階で、なかなか方向性をつけてしまうようなことをし難いというのが実際のところでございます。今後、この取りまとめを踏まえて、法制審議会の全体で審議がされて答申に至るものと思われま。法制審議会の答申が得られ

た場合には、その内容を踏まえまして、今回の基本計画への記載に向けて、必要な検討を行っていくということで今日のところは御了承いただければと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。ほかの構成員の方いかがでしょうか、武構成員。

○武構成員 私も正木構成員と同じで、法務省の方にお問い合わせというか、確認をしたいと思えます。9月9日に、法制審議会少年法・刑事法の取りまとめが決まりました。そのときに私は最後にお問い合わせしたんです。ここで決まったことは、犯罪被害者等基本計画案の中にも、関係するところは盛り込んでいただきたいということ、しっかりお願いして帰ったんです。そして、そのときに法務省の方から言っていただきました。私たちの気持ちを受け止めるって言われたんです。受け止めて、しっかりやっていきますということをお願いしたので、この会議でもやっぱり、法制審議会で決まったことはしっかりと気持ちを受け止めていただきたいなと思えます。私は法制審議会少年法・刑事法の部会で3年半、一生懸命被害者の現状を話をしてきました。いろんな被害者のことが今回取りまとめ案に入ったんですが、それがしっかりと法律になるのか、まだ不安なんです。だから、それはやっぱり国の法制、犯罪被害者等基本法のほうでも、また、一緒に進むということが私は力になるのではないかなと思うので、しっかり考えていただきたいです。

そして、先ほどの説明によると、法制審議会の取りまとめの別添2-4のことだと思うんです。刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取伝達制度のことを言われていると思うんですが、これだけではなくて、その後には、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実というのもあるんです。これもすごく大切なことで、その後も書いてあるんですけど、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実、これ、いろんな細かいことが書いてあるんですが、このことはさっきおっしゃらなかったんですが、しっかりこのことも検討してもらえるようお願いしたいと思います。

それから、先ほどの、私の質問の、資料1-1の41ページと42ページ、私、「きょうだい」のことを質問しているんです。そのときに、すごく簡単に質問してしまったんです。私も、質問の仕方とても難しく、簡単に質問してしまったんですが、なぜこの質問をしたかという理由を少し話をさせてもらいたいです。

犯罪被害者等と書いてあれば、多分「きょうだい」も入るのかなと私は想像したんですが、でもやっぱり不安なんです。なぜかといいますと、犯罪被害に遭った、その「きょうだい」というのは今まで支援が抜け落ちていたんです。忘れられていました。だから、ここでも「等」の中に入るとは言われても、「きょうだい」という言葉をどこかに入れてもらいたいというのが本当の希望なんです。

といいますのが、例えば学校で事件が起きたときに、被害に遭った、その「きょうだい」というよりも、学校内の子供たちの支援というのはすぐするんです。だけれども、その被害に遭った人の「きょうだい」までは、やっぱりこう、なかなか「きょうだい」の支援までは行っていないのが現状だと思うんです。それから、私は専門家の人たちとも話をすることがあります。臨床心理士の方々、そしてカウンセラーの方々、今は「きょうだい」の

支援の意識を持っておられる方も出てきましたが、まだまだ少ないです。「きょうだい」の支援に気づいてない人もまだまだ多いんです。だから、犯罪被害者等に入るとは分かるんですが、ここには「きょうだい」も含まれるんですよということを少し書いてもらうと、やっぱり、ここに支援が必要なんだということを、専門家の方々も気づいてくださるきっかけになるんじゃないかなと思うんです。学校の先生、いろんな専門家の方々、やっぱり抜け落ちているということに気がついてもらいたいです。ですから、このどこかに入れてもらえないかということを質問したいと思います。よろしくお願いします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。では、お願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。武構成員におかれましては、3年半の長きにわたり法制審議会の委員として議論に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。この場をお借りして、感謝を申し上げます。

それで、先ほどから言及しております9月9日の部会の取りまとめにおきましては、先ほど正木構成員から御質問をいただきました矯正施設における心情等伝達制度のほかに、武構成員からも御指摘いただきました犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実という項目もございます。今回の計画の点では、この2つが関係するところかと思えます。

それで、ぜひ何らかの表現を計画にも入れてほしいという、正木構成員の御指摘、それから武構成員の御指摘は、法務省としても非常に重く受け止めております。

1つは、今の段階としては、部会の取りまとめから法制審議会での最終的な議決に至る過程というところで御理解いただければと思うのですが、もちろん法務省としましては、先ほど武構成員から一緒に歩んでほしいという御発言もいただきましたけれども、心情はそのとおりでございます、私も同じことを思っておるのでございますが、なかなか手続的に今日の段階で、載せますということが難しく、そこは大変申し訳なく思っております。法制審で決まったときには、きちんと受け止めてもらいたいという御発言もいただきまして、それはそのとおりだと思っております。最終的に法制審のほうで、これが方針として決まったというときには、この計画の中に何らかの形で考えさせて、検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 続いて、それでは、文部科学省からお願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐 武構成員から、犯罪被害者等の「等」の中に「きょうだい」を含むということについて御質問いただいたんですけども、御指摘のとおりこの「等」の中には、犯罪被害者に限らず、「きょうだい」、家族なども含まれると考えておりますけれども、今構成員が言われた御趣旨、しっかり踏まえまして、特に「きょうだい」というのを特出しする必要があるかどうかについては、改めて持ち帰って検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○飛鳥井議長 では、お願いいたします。ほかの構成員の方、いかがでしょうか。太田構成員、お願いいたします。

○太田構成員 それでは、法務省に関する施策について2つばかり、それから表現ぶりについて2つばかり、意見を申し上げたいと思います。

まず、施策番号73番、私は見え消し版の基本計画案を見ているのですが、これでいいますと12ページになります。先ほど医療観察制度における被害者への情報提供制度の説明をいただきましたけれども、まだ始まってそれほど期間がたっていない制度ではありますので、まだ課題があるように思います。例えば、これは被害者が申し出た段階での処遇段階を通知してもらえただけで、対象者が退院してくる前に、事前に通知をもらえるとか、そういう仕組みはありませんので、まだまだ将来的には課題が残っているだろうと思います。

そうしますと施策番号73番には「一層円滑かつ適正な運用に努める」と、要するに運用についての表現ぶりしかないので、できれば、運用に努めて、さらに将来必要な見直しを行うといったような、制度の改正に向けた含みを持たせていただければと思います。

それから、もう一つが施策番号で言いますと154番、これも法務省でございますけれども、保護観察における被害者への配慮、先ほども話が出ておりましたけれども、この後半部分で、「被害者等の意向に配慮しながら」云々とあって、「しよく罪のための指導を適切に実施する」とありますが、これだけだと従来のものと特に変わりばえのしない表現というか、内容になっております。これも法制審議会の動きとも関わってはきますけれども、もう少ししよく罪のための指導というのを具体的に書いていただく必要があるのではないかと考えておまして、これは別に法制審の結果を踏まえなくても書ける内容もあるかと思えます。例えば、特別遵守事項の設定の在り方とか、生活行動指針の設定の在り方とかとありますので、そういう例を出して、それを含めたしよく罪のための指導を適切にするといったような内容にさせていただければと思います。

これが内容に関することとございまして、あと、表現ぶりについて、1つは、先ほど中島先生がおっしゃったことと全く同じで、恋愛感情等のもつれというのは、やはり表現としてまずいだろうと思います。ストーカーは別に恋愛感情のもつれだけで生じているわけではありませぬし、ましてや配偶者暴力の場合はそうですので、この表現ぶりは改めていただきたいと思えます。

それからもう一つは、これは飛鳥井先生も事前の質問の中で御指摘されておりましたけれども、施策番号で言いますと47番、厚生労働省の施策になります。見え消し版で言いますと8ページになりますけれども、そこに「児童虐待」という修文で加えていただいた表現がありますけど、その前に「家庭内暴力」という表現が残っています。ここで言う家庭内暴力というのが何を意味しているのかを確認させて頂きたいと思えます。これがもしDV、いわゆる配偶者間暴力等を指すのであれば、ほかの部分には「DV被害者」とか「DV」という表現が用いられていて、ここだけ「家庭内暴力」という表現が使われているので、ここがDVのことを含めた内容であるならば、その説明なり、表現ぶりを改めるなりしたほうがいいのではないかなと感じております。

以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは、以上の3点について、まず、法務省からお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。

2点、まず、施策番号73、医療観察の情報提供の適切な運用という部分についての御意見をいただいたものと理解をいたします。

現在、被害者の方からの申入れをいただいた上で、情報提供をしているという仕組みになっております。これは医療観察法による処遇といたしましては、対象者の社会復帰促進を目的とするというものでございまして、情報提供にはおのずと制約があるということを前提にして、申出をいただいて、その上で情報提供しているというような制度になっております。この辺りを改善していくかどうかというのは、先ほども申し上げておりますとおり、データの集積段階でございまして、今後の運用等にもよるのかもしれませんが、ここの部分の表現について、なおどうするかについては、一度検討させていただければと思います。

それから、施策番号154、保護観察に関するところでございまして、これは先ほど武構成員からも御意見をいただきました、今回の法制審の部会の取りまとめの中身にも、やはり若干関わるようにも思われますので、太田構成員から、それとは関係ないのではないかというお話もありましたけれども、その答申の内容も含めて少し考えさせていただければと思います。ありがとうございました。

○飛鳥井議長 では続いて、思春期精神保健の研修の内容について、厚生労働省から。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。

御指摘いただいた点についてでございますけれども、ここでの家庭内暴力というのは、子供から親に対しての暴力のことを意味しておりまして、DVのようなものは含んでおりません。ですので、ここでは家庭内暴力という言葉を残させていただいているということでございます。

以上になります。

○飛鳥井議長 私から質問です。いや、実は私も同じ質問をしまして、「家庭内暴力」を残す必要があるのかどうかということです。カリキュラムを見ますと児童虐待含まれていまずので、児童虐待を含め、児童思春期における様々な精神保健としてもいいのではないかと、あるいは、恐らく研修の目的として、家庭内暴力ということが入っていたので、残さざるを得ないということなのか、どうなんでしょうか。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 その点につきましては、後者の、この思春期精神保健研修自体の目的が、どちらかというところ子供から親に対しての暴力というところに焦点を当てておりますので、児童虐待という言葉だけではちょっと不十分でして、むしろ、家庭内暴力のようなものに焦点を当てているものですので、こちらは残させていただきたいと思っております。

○飛鳥井議長 分かりました。よろしいでしょうか。ほかの構成員の方、いかがでしょうか。中曽根構成員、お願いします。

○中曽根構成員 私もちょうと、資料の見え消し版のところの4ページになります。国土

交通省の方にお聞きしたいんですけども、4ページの施策の21番でしょうか、「国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における…」と、ずっと続くんですけど、ここの中に「都道府県営住宅における」となっているんですけど、市営住宅もありますし、もう少し言葉、表現を工夫していただくことができないかということが1点目です。

それから、同じページのオのところ、「公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う」、施策の24番だと思んですけども、これ法務省と警察庁と連携だけでいいのでしょうか。やはりほかの団体、先ほど厚生労働省とも連携して、何か行っておられるというふうなこともおっしゃってましたし、連携先をもっと広くという表現でしたほうがいいのではないかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。お願いします。

○飛鳥井議長 国土交通省、お願いいたします。

○国土交通省総合政策局次長 国土交通省でございます。

今、2つ、施策番号の21番、都道府県営住宅における活用でございますけれども、おっしゃるとおり市町村の運営する住宅もございますので、どのくらいまで広く書くか、これはいろいろところで支援をしております。民間住宅も含めて受入れをしておりますので、どこまで広げられるのか、あまり広げて、議論が広がらないように、検討したいと思います。

それから関係省庁の、警察、法務省、それから先ほど御紹介しましたように厚生労働省、いろいろな省庁にまたがりますので、これも、どこまで広げて書くのが適切なのか、検討したいと思います。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

○中曽根構成員 お願いします。

○飛鳥井議長 ほかに御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっとここでお時間をいただいて、私から資料4で意見を提出しました「二次的被害」の用語変更の可否について」という資料でございます。お読みいただけたかと思えます。前回の会議で、やはり今、「二次的被害」、「二次被害」という言葉がありまして、省庁間でも両方使ってと、これちょっと混乱するのではないかといったような御懸念の意見がございました。あるいは、場合によっては「二次被害」に統一したほうがいいのではないかといったような御意見だと思います。

それについて事務局から回答がありましたけれども、その際、私からも、ちょっとコメントをさせていただきましたが、ウェブ会議ということで十分な意見交換ができなかったものですから、改めて書面で提出いたしましたので、これについて、構成員の方々にお諮りしたいと思います。

「二次的被害」の言葉の使い方については、これまでの経緯については、前段で書かせ

ていただきましたので、お読みいただけたかと思います。

最後の6番の「用語変更の可否」のところだけ読み上げさせていただきますが、わが国ではこれまでの第1次から第3次基本計画に則り、殊に基本法第19条の「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に密接に関連した「二次的被害の防止」では、関係機関職員の教育・啓発が、本当にもう15年以上行われておりまして、着実な進展を遂げてきたと思います。「二次的被害の防止」というのは、これまで同様に非常に重要な課題だと認識しておりまして、なぜならば犯罪被害者である限り刑事手続への関わりというのは免れないわけですので、あくまでもそれは非常に重要な課題だと認識しております。それから都道府県・政令市でも、最近では「二次的被害」、「二次被害」というものを定義している自治体が増えておりますが、この実情を見ますと、大体今、都道府県・政令市18自治体が定義しておりますが、言葉は半分半分なんです、「二次的被害」を使っているところは9自治体、「二次被害」を使っているところは9自治体ということで、自治体間でも不統一なんです、特にこれで何か混乱を招いているという状況にもないということですので、以上のことから第4次基本計画においては、このまま「二次的被害」を使って、あえて「二次被害」に変更する理由は乏しいのではないかというのが、議長としての私の意見でございますが、これについて構成員の方々にお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。伊藤構成員。○伊藤構成員 伊藤です。飛鳥井議長には、丁寧な意見書を出していただいております。大変参考になりました。こういう経緯で「二次的被害」というのが使われてきたんだというのが、よく分かりました。

それで前回、指摘させていただいたのを通して、記録として残していただけたら、将来、また議論があればと思っておりました。実は、飛鳥井先生の意見書をじっくり読んでいくうちに、またいろいろ考えるところがあって、それを言わせていただきます。

結局、secondary victimizationについて、日本語訳をどう当てるかということで、学術的な意味で議論があった。正確な使用が学術面では必要になっている一方で、日本では、行政用語として定着していった経緯があって、各府庁省間でも用語が一致していないような実情が現在あります。従来、行政文書で用いてきたから、これでいくよという話でいいのか、あるいはもう一つ考え方として、一般的に見て、この用語がどう国民目線で受け入れられていくかというのも、私は大事なポイントかなと思います。といいますのは、私、大学の教育の場で学生に教えるときに「二次的被害」と使っている場合もあるけど、「二次被害」と「二次的被害」は同じなのよとか、一々説明しているわけです。そうすると学生側にとっても混乱もあるし、あるいは「一次被害」、それから「三次被害」という言葉もあると聞きました。もちろん「再被害」という言葉があり、その辺の用語を整理していかなければならない。特に第4次基本計画をきちんとつくっていくときに、用語の整理は大事だと思います。例えば、一般の国民目線から見てどうかというのを、パブコメで聞くとかいうことも一つ必要なかなと思っております。もちろんここに集まっている構成員の先生方の御意見を伺って、瑣末なことだし、そこまでやる必要はないんじゃないか今までどお

り「二次的被害」でいきましょうよというのであれば、あえて修正する必要はないなとなると思います。

ですので、私のポイントとしては今言ったようなこと、学術的な用語としての正確な使用、それから行政用語としてどうあるべきか、それから一般目線としてどうあるべきかを総合的に判断していく必要があるということ、あえてまた申し上げました。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。もともとは被害者学の言葉ですので、これは被害者学に造詣の深い先生方も複数参加されていますので、何かコメントがいただければと思いますが。中島構成員。

○中島構成員 私が被害者学に造詣が深いわけではありませんが、これをいただいたときに、基本法でどうなっているかなと思って気になりました。私が見落としてなければ基本法では「二次被害」とか「二次的被害」という言葉は、実は使ってないと思います。また、後で皆さん見ていただくと分かると思いますが、警察庁の犯罪被害者等施策の犯罪被害者等基本法の紹介をしているホームページのところでは、国・地方自治体が講ずべき基本的施策としては、犯罪被害者等の二次被害防止や安全確保と書かれています。ですから、基本計画の中で「二次的被害」と書いてあり、しかし、基本法の紹介のときは「二次被害」になっている状況です。今回統一見解を出す必要はないと思いますが、既にもうここで混乱が生じている以上は、どこかで統一見解を図って、公的にはこういう言葉を使いますという議論は、今後はあってもよいのではないかと思います。ただ、今回に関して、内容のそごがあるわけではございませんので、今ここで急がなくてもよいとは思っております。

○飛鳥井議長 基本計画に「二次的被害」という言葉が盛り込まれたのは、私の資料でも書きましたけれども、資料を見ますと、複数の構成員から「二次的被害」という文言を基本計画の中に盛り込むべきだといったような意見があって、盛り込まれたものであります。

いかがでしょうか、ほかの構成員の方。小木曾構成員。

○小木曾構成員 川出構成委員の御本『刑事政策』が今手元にありまして、これを見ると、ここでは第二次被害と書いていらっしゃるんです。様々な言葉が使われているということで、言葉が指す内容に不一致がなければ、ここでは取りあえず、議長おっしゃるように、変更する必要はないということで、賛成したいと思います。

以上です。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。ということで、第4次基本計画においても、「二次的被害」、あるいは「二次的被害の防止」という言葉を使うということで、よろしいでしょうか。

では、特に御意見がないことですので、そのようにさせていただければと思います。

それでは、また議事を戻しまして、前回会議からいろいろ各省庁から修正の検討がございましたけれども、骨子案全体の内容について、御意見、御質問はございますでしょうか。中曾根構成員。

○中曾根構成員 すみません、また、先ほどの私が警察庁の方からお聞きした、資料1-

4の3ページの23につきまして、施策番号の252番と192番を読ませていただきましたけれども、SNSによる誹謗中傷とか不適切な書き込みで傷つく被害者の方が本当に多くて、例えば交通事故の方ですと、事件があった現場に幽霊が出ますよとか、その場にいたから、交通渋滞になってしまったとか、殺人の被害に遭われた方ですと、その方の個人情報のことが全部流れてしまったりとか、いろんなことがあるので、252番とか192番程度の書き方では、被害者の方に対する施策としては、ちょっと私は足りないと感じますので、もう少し書きぶりがどうにかならないかなと思うんですけども、いかがなものなんでしょうか。

○飛鳥井議長 お願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。貴重な御指摘ありがとうございます。

警察庁では、施策番号252でSNSに関する御説明をさせていただいたんですけども、もちろん警察庁としましては、SNSの誹謗中傷が、例えば名誉毀損などの犯罪に当たる場合は、犯罪として適切に対応させていただきますが、そのほかの施策としましては、主にこちらの啓発・広報を行っていくことになると思っております。

また、法務省の施策につきましては、法務省の人権関係に関わる施策でございますので、法務省で適切に対応がなされるものと考えております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。全般を見渡しての御意見、よろしいでしょうか。伊藤構成員。

○伊藤構成員 施策番号の77になると思うのですが、警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等云々ですね。そういう情報提供を行うということ。ちょうど昨日か一昨日に、わいせつ行為で免職となった教員について、処分歴の閲覧をもっと長くできるようにするというのがちょうど記事になっていたと思うんです。これは、文科省でつくられている官報情報検索ツールにおいて、処分歴の閲覧を今まで3年だったのを、40年に延長するという動きがあるということです。縦割りで、それぞれの省庁がこういう被害に関して、何か情報提供していこうとなっているようですが、例えば警察庁が一括して子供に対する被害、わいせつ、特に性加害を行った者に関して、教員、それから保育士、医師も含むと思うんですけど、その前歴というんですか、再犯防止のための必要な情報提供ができるようなシステムがあってもいいのではないかなと思っています。強制わいせつもそうですけれども、例えば児童ポルノ事案などでも、医師が関わっているケースは意外とあるらしく、そういったことの再被害防止は今まであまりなかったかと思います。被害児童に与える影響はすごく大きいので、そういう情報が必要なところに提供されるというのは、加害をする側に対しても非常に大きなメッセージになるので、また社会に対してもですが、その辺何か考えていただけないかなと思います。今回の計画案文の中に盛り込むのはむずかしいかもしれませんが、警察庁が音頭を取るなりして考えていただけたらと思っています。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室調査官 御指摘ありがとうございます。警察庁でございます。

警察におきましても、先生御指摘のとおり、関係機関と連携をした上で、どういった対応が可能なのかというところを、個々具体的に検討していくところが大事かと思っております。今回、再犯防止を図るという目的から、所在確認を実施するということのほかに、出所者に対する面談を行うだとか、そういったところの事例を書かさせていただいたところですが、それにとどまるものでもございませんで、具体的な事例で、これはちょっと再犯のおそれが高いなというようなことが認められる場合は、当然、その下のイの項目になりますけれども、再被害防止という形で、さらに体制を取っていくことになろうかと思っておりますので、いずれにしましても先生御指摘のとおり、関係機関と連携しながらやっていきたいと思っております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。武構成員、手が挙がっておりましたが。

○武構成員 先ほどの「きょうだい」の支援のところ、1つ追加で聞いてほしいことがあります。私たち少年犯罪の場合は、加害者と被害者が割と地域が近くに住んでいるので、例えば被害者の「きょうだい」と、加害者の「きょうだい」が同じ学校に通ったりすることが結構あるんです。だから、「きょうだい」の支援というのはとても大事なので、より強く検討に力を入れていただきたいです。

お願いでした。よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 ほかの方いかがでしょうか。中島構成員。

○中島構成員 先ほどの中曽根委員のお話は、非常に大切だと思います。二次被害という点では、今SNS等の二次被害が本当に深刻だと思います。警察庁からお答えで、私も警察庁ではできる限界があると思います。今確認したいのですが、たしか総務省で、プロバイダ責任制限法ですか、見直しをされているので、むしろこちらのマターとして、犯罪被害者に特化したものではないとしても、その取組の中で犯罪被害者の二次被害を防止するというような書き方で、総務省のマターとしてできないものかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○飛鳥井議長 総務省に対する質問でよろしいですか。

○中島構成員 はい、そうです。

○飛鳥井議長 では。

○総務省大臣官房企画課係長 総務省でございます。すみません、私が直接の担当の者ではないので、また、省に持ち帰らせていただいて検討をさせていただきます。

○中島構成員 お願いします。

○飛鳥井議長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、骨子案について、幾つか引き続き検討すべき箇所がございましたので、これに当たりましては、先ほども申し上げたとおり、また検討された内容を受けて、議長に一任していただければと思います。活発な御議論、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題であります「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子に対する国民からの意見募集について」に移りたいと思います。

まず、事務局からパブリックコメントの要領について、説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。資料2を御覧ください。

まず、今後のスケジュールですが、本日、議長に一任いただきました第4次基本計画の骨子案と、本日確定いただきました第3次基本計画の評価案につきまして、関係閣僚及び有識者で構成されます犯罪被害者等施策推進会議において、10月頃に決定していただく予定でございます。

その後、第4次基本計画の骨子について、期間として21日間を予定して、パブリックコメントにかけることとしております。実施に当たり、報道発表等を行い、インターネットのほか、郵送、ファックスで意見を受け付けることとしております。

その後、国民の皆様から寄せられた意見等を踏まえまして、改めて、関係府省庁において、第4次基本計画案の具体的施策について検討することとしております。これと並行して、基本計画の前文等についても検討することとしております。

そして、来年1月に、専門委員等会議を開催し、パブリックコメントを踏まえて検討を行い、第4次基本計画案を確定したいと考えております。

その後、3月に推進会議での決定を経て、閣議において第4次基本計画を決定することを予定しております。

事務局からは、以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。ただいまのパブリックコメントに関する事務局からの説明に対して、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了いたします。事務局から次回の日程について御連絡をお願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回は12月に開催し、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく、被害児童保護施策に関する検証、評価を実施していただく予定でございます。

具体的な日程や開催方法等については、後日、改めて御連絡させていただきます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

本日は、前回に比べて大分通信環境が改善されましたので、皆様の御協力により、十分な議論ができたかと思っております。おかげさまで第4次基本計画の骨子案を、おおむね確定することができました。議長としましても、皆さんの大変熱心な御討議に感謝を申し上げます。

それでは、これをもちまして、第36回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。